

一鷹栖町の印鑑登録の手引き

あなたの大切な印鑑を正しく登録するために

- ◎ 印鑑登録証明書は、鷹栖町に登録された個人の印鑑(実印)を証明するものです。実印と印鑑登録証明書によって、「本人であることの証明」になります。
- ◎ 実印と印鑑登録証明書は、種々の手続きや法律行為に用いられ、資産の処分や融資の手続きには欠かせないほど、大変重要な役割を果たします。
- ◎ 鷹栖町では、印鑑登録申請の取扱いをより慎重に行っていますので、登録された方ご自身も登録印(実印)の保管には十分ご注意ください。

印鑑登録できる資格要件とは

【登録できる人】

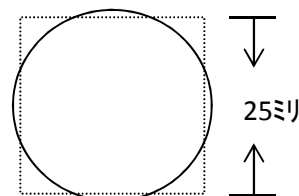
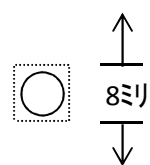
- ① 現在、鷹栖町の住民（鷹栖町住民基本台帳に記録されている者）
- ② 15歳以上の者
(注) 意思能力のある者であること

【登録できる印鑑は1人1個】

- ① 1人で2個以上の印鑑は登録できません。（二重登録禁止）
- ② 1個の印鑑を2人以上の者が重複して登録できません。（重複登録禁止）

【登録できない印鑑】

- ① 氏名以外の事項を表しているもの（「之印」「印」「之章」は可）
- ② ゴムなどの変形しやすい材質のもの
- ③ 印影の大きさが一辺の長さ8ミリの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25ミリの正方形の収まらないもの
- ④ 印影が不鮮明なものまたは文字の判読が困難なもの
- ⑤ 縁のないもの
- ⑥ 印鑑の外枠が1/4以上欠けているもの



【登録をする場所】

役場1階町民課お客さま窓口係（④番、⑤番窓口）
《月～金曜日（8：30～17：15）※祝日を除く》

◇印鑑登録証明書の請求方法◇

- ◎ 令和3年10月1日より『印鑑登録証』を発行しています。印鑑証明書の請求をするときは、印鑑登録証を提示してください。

注）代理人に印鑑登録証明書の交付申請を委任する場合は、代理人に必ず印鑑登録証を持参させてください。

印鑑登録証を持参しない場合は印鑑登録証明書の交付はできません！

1枚 300円

◆登録印・印鑑登録証を

紛失した場合は・・・◆

- ◎ 登録した印鑑や印鑑登録証を紛失した場合、印鑑の登録を変更したい場合は、今までの登録を廃止した後、再度印鑑登録手続きを行っていただきます。

～ 次の場合は、印鑑登録が自動的に抹消になります ～

印鑑登録証を回収します。住民票または戸籍手続きの際に持参してください。

- 婚姻などにより氏名が変更になり、登録印が不相当となった場合
- 他の市町村へ転出した場合
- 死亡した場合
- 成年被後見人に該当となった場合

～お問合せ先～

町民課お客さま窓口係
TEL0166-74-3083(内線132・133・134)

